

全国市長会関東支部提出要望(案)

令和 7 年 4 月 2 3 日

千葉県市長会

目 次

第 1	都市行財政の充実強化について	3
1	流域治水対策施設の維持管理に係る財政支援制度の創設について	3
2	税制改正に伴う地方税の減収に対する恒久的な財源の補てんに ついて	4
3	子供をめぐる自治体間の行政サービス格差の是正について	4
4	市町村による公立病院の経営の安定化及び地域医療の充実強化に 向けた取組に対する財政支援について	5
5	国主導のもと行われる法改正や制度改正による経費について	5
6	給付事務の一元化について	6
7	公立病院建替えに関する財政措置の拡充について	6
8	地域手当の支給割合の是正について	7
9	「年収の壁」引上げに伴う地方税収減に係る財源補填について	7
10	地方団体情報システムの標準化における財政支援の拡充について	8
第 2	保健福祉行政の充実強化について	9
1	予防接種法に基づく定期接種費用の全額国庫負担化について	9
2	子ども医療費助成について	9
3	国民健康保険における財政支援の拡充について	10
4	介護人材の確保・定着に向けた更なる支援の強化について	10
5	保育士の確保について	11
6	在留期間更新許可申請者に求める納税義務履行確認の範囲拡大 について	12
7	訪問介護費の介護報酬の見直しについて	12
第 3	生活環境行政の充実強化について	13
1	有機フッ素化合物（P F O S ・ P F O A）対策の推進について	13
2	空き家対策について	14
第 4	都市基盤の整備促進について	15
1	国道 5 1 号の整備について	15

2	北千葉道路の整備促進について	15
3	都市的土地利用に向けた農地制度の規制緩和について	16
第5	教育文化行政の充実強化について.....	17
1	学校給食費の無償化について.....	17
2	G I G Aスクール構想の実現に向けた財政支援について.....	18
3	遠距離通学費の財政措置について	18
4	安全・安心で良好な教育環境の充実について	19
5	学校施設環境改善交付金の充実について	20

第 1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 流域治水対策施設の維持管理に係る財政支援制度の創設について

近年、全国的な豪雨災害が頻発化・激甚化しており、流域治水対策の重要性が非常に高まっている。

大規模な河川に接する自治体では、集中豪雨などによる増水時に中小河川への逆流により生じる浸水被害を防止するため、国と連携しながら樋管等の内水対策施設の整備を進めている。

しかし、樋管設置後の維持管理費用は各自治体が負担しており、永続的にその費用が必要となるが、現時点において財政支援の仕組みがない。

については、今後、流域治水対策を自治体単位で推進していくため、排水路（河川）等の浚渫や樋管の維持管理費用をはじめ、災害時の内水氾濫防止のためのポンプ排水対策費用等流域治水対策全般に係る財政支援制度を創設すること。

（銚子市）

2 税制改正に伴う地方税の減収に対する恒久的な財源の補てんについて

恒久的な措置として行われる税制改正に伴う地方税の減収に対し、交付税措置により財源が補てんされる場合、普通交付税が不交付である市にとって財源の補てんがないまま自治体運営を継続していかなければならない。

令和7年度税制改正に基づいた地方税の恒久的な減収への対応については、普通交付税の交付団体と不交付団体とで大きな差が生じる地方交付税制度の枠組みによるのではなく、地方特例交付金など全ての地方公共団体に等しく恒久的に補てんされる仕組みにより対応すること。

(市川市)

3 子供をめぐる自治体間の行政サービス格差の是正について

東京都は来年度から第1子の保育料を無償化することを表明しており、現状でも18歳まで月額5000円の手当の支給や学校給食費の無償化、高校授業料の実質無償化を実施している。財政状況によって独自の行政サービスが展開され、特に子どもたちへの行政サービスに格差が生じている。

本市は東京都に隣接しており、都内から本市内の私立高校に通う生徒は授業料が無償である一方で、本市から都内の私立高校に通う生徒は無償にならない等の問題が起き、非常に由々しき事態となっている。

については、本来、子どもに関する費用は、国の政策として全国一律であるべきであり、子どもたちが居住する地域にとらわれない施策の実現に向けて、行政サービス格差や税源の偏在を是正すること。

(松戸市)

4 市町村による公立病院の経営の安定化及び地域医療の充実強化に向けた取組に対する財政支援について

地域の中核病院として、広域的に救急医療や高度医療などを提供している東千葉メディカルセンターをはじめ、救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院については、都道府県による保健医療計画の達成に向け将来にわたり安定的な経営を求められているが、依然として厳しい経営を強いられており、市町村の負担も大きい。

こうした中、各公立病院は「経営強化プラン」を策定して、医療の役割分担と連携強化に取り組んでいるが、経営安定化に向けた道筋は厳しい状況である。

については、公立病院の経営の安定化による地域医療体制の維持確保に向け、既存の地方財政措置について、地域の実情に応じて、さらに拡充するとともに、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

(東金市)

5 国主導のもと行われる法改正や制度改正による経費について

人口減少・少子高齢化問題を克服し、それぞれの自治体が活性化策を推進していくためには、将来を見据えたうえで持続可能な財政運営を行っていくことが非常に重要であり、さらに継続していかななくてはならない。

しかし、昨今の情勢では、地域の実情にあった自治体独自の施策・事業等が十分に実施できていないのが現状であり、特に財政状況が厳しい自治体にあってはその影響が顕著である。

については、生活保護法に伴う扶助費などの社会保障費や予防接種法に伴う接種費用など国主導のもと行われる法改正や制度改正による市町村負担分の増、また、電算システム標準化に伴うシステム改修費やガバメントクラウド費用などの経費については、極力地方の負担をなくし、それぞれ自治体が本来行うべき施策・事業等が展開できるようにすること。

(旭市)

6 給付事務の一元化について

国の施策として行われる各種給付金(住民税非課税世帯を対象とした給付金や新型コロナ禍における特別定額給付金等)の支給に際して、支給に対応するためのシステム変更をはじめ、実施要領の作成、対象者への通知、問合せ対応等、各市において事務の全般を担い、かつ短期間に業務が集中することにより、事務が煩雑になっている。

については、各種給付金の支給について、マイナンバーを活用し、国による直接かつ一括での給付を行うこと。

(習志野市)

7 公立病院建替えに関する財政措置の拡充について

公立病院は、不採算で民間医療機関での対応が困難な小児医療や災害医療などの重要な役割を担っているほか、新興感染症対策などの新たな役割も求められており、地域医療の最後の砦として必要不可欠である。

老朽化に伴う建設費用は、昨今の物価高騰及び働き方改革の影響(労務単価の上昇・工期の長期化)により大きく上昇している一方で、交付税措置算定上の建築単価について、上限額を59万円/㎡に引き上げられているものの、直近の病院建築実勢単価は2倍程度と大きく乖離し、価格が見合わず、設計の見直しや事業の延期を強いられるなど、公立病院の施設整備に係る財源確保は喫緊の課題である。

については、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、建築単価の上限を更に引き上げるなど、病院事業に対する地方財政措置を講じること。

(柏市)

8 地域手当の支給割合の是正について

令和6年の人事院勧告で級地区分の見直しが行われたが、新たな交通網の発展による生活圏等が考慮されていないため、近隣自治体間で社会経済上ほとんど差がないにもかかわらず、依然として著しい格差が残っている。特に東京23区は支給割合20%が維持され、23区に近接する地域との格差は市の職員のみならず、保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬についても影響を与え、人材確保に支障が生じる懸念がある。

については、地域の実態や生活圏等にも配慮した級地区分への見直しを行うこと。

(流山市)

9 「年収の壁」引上げに伴う地方税収減に係る財源補填について

令和7年度の与党税制改正大綱で盛り込まれた『年収の壁』の引き上げにより、令和8年度から地方税である住民税の減収が懸念される。市税収入の根幹である住民税が減少することは、行政サービスの停止や縮小を引き起こし、その場合、市民生活などへの影響は計り知れない。

については、「年収の壁」の引き上げが行われ、住民税の減収が発生した際には、地方交付税に依らず、十分な財政措置を講じ、恒久的な全額補填を図ること。

(袖ヶ浦市)

10 地方団体情報システムの標準化における財政支援の拡充について

地方団体情報システムの標準化においては、標準準拠システムへの移行に係る経費の増大に加え、移行後のガバメントクラウド利用料の財政負担の増加が懸念されている。

また、標準化を要因として新たにシステムの賃借や保守などの経費が発生しており、財政負担の増加が課題となっている。

については、標準化基本方針に基づき「自治体の人的・財政的な負担の軽減」を実現するため、ガバメントクラウド利用料のほか、標準化を要因とした経費の増額分に対しても確実かつ十分な財政措置を図ること。

(大網白里市)

第2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 予防接種法に基づく定期接種費用の全額国庫負担化について

予防接種法に基づく定期接種の実施主体は、市町村である。接種に要する費用は、A類疾病で9割、B類疾病で3割が地方交付税により措置されているが、地方自治体には相当な費用負担が発生しており、地方交付税不交付団体はさらに負担が大きい。

令和7年度にはB類疾病に帯状疱疹の追加が予定されており、今後、小児の定期接種も含め新たなワクチンの定期接種化が検討されていることから、さらに財政負担が大きくなっていく。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 予防接種法に基づく定期接種は、国の責任において実施すべきものであるため、予防接種法に基づく定期接種に要する経費は全額国庫負担とすること。

(館山市) (君津市)

- (2) 子どものインフルエンザも定期接種の対象にすること。

(館山市)

2 子ども医療費助成について

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、国の責任において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、全国どこでも安心して子どもを産み育てられる社会を実現する必要がある。

しかし、子ども医療費助成制度は対象者の要件や助成範囲、自己負担額の有無や金額など、都道府県や市町村ごとの基準により実施されており、居住する市町村で格差が生じている状況である。

ついては、全国一律の18歳までを対象とした医療費助成制度を確立すること。

(茂原市) (印西市)

3 国民健康保険における財政支援の拡充について

国民健康保険では、加入者の所得水準が低い一方、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高くなる等の構造的な問題があり、被保険者の保険料負担が一層重い状況となるなか、一人当たりの医療費はさらに増加傾向にある。

また、令和4年度から開始した子どもに係る均等割保険料軽減措置において、対象は未就学児に限定され、軽減割合も5割となっているが、子育て世帯の更なる負担軽減を図るためには、より一層の制度拡充が必要である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国民健康保険加入者の保険料負担増を抑制し、持続可能な国民健康保険制度を確立するため、国による財政支援を拡充すること。

(八千代市)

- (2) 子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象年齢や軽減割合の拡充のために、財政措置を講じること。

(八千代市)

- (3) 保険料水準の統一により生じる急激な保険税率の上昇を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

(富里市)

4 介護人材の確保・定着に向けた更なる支援の強化について

令和7年に団塊の世代が全員75歳を迎え、介護サービスの大幅な需要増加が見込まれている。介護人材不足は全国的な問題であり、介護人材の確保・定着に向けた更なる支援の強化は急務である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 人材不足から施設が利用できない事態にならないよう、介護人材の確保・定着に向けた更なる予算の増額及び制度の新設を行うこと。
- (2) 介護職員・介護支援専門員・地域包括支援センター職員を対象とした特別手当の支給、介護支援専門員の法定研修に係る受講料の減額・補助をすること。
- (3) 国が必要な見直しを講じるまで、一部の自治体では独自の処遇改善を実施している。法で定める介護サービス提供に自治体間で格差が発生しないよう必要な措置を講じること。

(我孫子市)

5 保育士の確保について

各自治体において待機児童の解消を図るため、保育所の整備等を行っているが、新たな保育士の確保が必要である。保育士の給与等の処遇改善を独自に行う自治体もあり、自治体間の競争が激しくなっている。また、既に保育所で働いている保育士が条件の良い施設に移る傾向が見られ、離職防止対策も必要な状況であり、財政的に困窮している自治体は競争にならず保育士不足が深刻化している。

障害児等保育については年々ニーズが高くなっているが、使途が特定されない一般財源である地方交付税では、推進していくための十分な措置が困難であり、より安定的な財源の確保が望まれる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 市区町村により地域格差が生じないように、保育士の給与の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ、総合的な取り組みを強化・充実し、公定価格については、地域の実態等を十分勘案し、適切に設定すること。
- (2) 障害児等保育を推進するためには、さらなる保育士の配置が必要であり、安定的な財源の確保のため、地方交付税ではなく公定価格による適切な措置を行うこと。

(白井市)

6 在留期間更新許可申請者に求める納税義務履行確認の範囲拡大について

出入国在留管理庁が示す「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」中では、在留資格を問わず、納税義務を履行していることが求められており、履行していない場合は、更新に係る消極的要素として評価されると記載されている。

在留期間更新許可申請時には、住民税に係る課税納税証明書の提出が求められているが、国民健康保険料（税）納付証明書については、在留資格「特定技能1号」のみ求められている。

在留期間更新に必要な住民税の納税証明書を取得する目的で住民税は納税するが、その他の税は納税しない状況が見られる。特に国民健康保険税については、滞納が顕著になっており、滞納処分のため、外国人の財産調査を行うも、発見に至らないことが多く、対応が難航している。

については、在留資格の種別を問わず、在留期間更新許可申請に係る提出書類として、国民健康保険料（税）納付証明書を求めること。

（山武市）

7 訪問介護費の介護報酬の見直しについて

長引く物価高騰の影響により、介護事業所の経営は非常に厳しい状況にあり、経営努力による対応も限界である。令和6年度の介護報酬の改定により、訪問介護費の基本報酬が引き下げられたことで、訪問介護事業所の経営が悪化し、事業閉鎖を余儀なくされる事業所もある。

訪問介護事業所においては、慢性的にヘルパーが不足しており、人員募集をかけるが賃金が低いため、応募がない状態が続いており人員の確保ができない状況である。

については、在宅介護の中心的なサービスである訪問介護事業所が減少していくことは、住み慣れた地域で生活し続けることができなくなる可能性があるため、訪問介護事業所の現状を把握し、介護報酬の見直し又は経営を補助する制度の策定を行うこと。

（いすみ市）

第3 生活環境行政の充実強化について

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）対策の推進について

有機フッ素化合物の一種であるPFOSやPFOAについては、環境中での残留性や健康影響の懸念から、原則、製造及び輸入が禁止されているが、環境基本法上は環境基準項目に位置付けられていない。

このような中、全国の公共用水域及び地下水等から高濃度のPFOS等が検出されたことを受け、各自治体において水質調査等を行っているが、汚染範囲や排出源の特定が困難であるとともに、調査等に要する大きな財政負担が課題となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) PFOSやPFOAの人体への影響及び農作物への蓄積状況等を明らかにし、影響評価の知見の速やかな公表と対策の提示を行うこと。
- (2) 排出源特定のための調査や汚染除去等の対策に係る具体的方法を提示し、その費用について財政支援を行うこと。

(市原市)

2 空き家対策について

近年、人口減少や少子高齢化の進行等により全国的に空き家が増加している。中でも適切に管理されていない空き家は、防災、衛生、景観面等において多岐にわたる問題を引き起こし、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

これらを解消するため、空き家対策総合支援事業等の支援制度が拡充されているが、現行制度は、地域の実情に合致せず補助制度の活用ができない事案も生じる等、地方に寄り添った支援とは言い難く、更に増加する空き家対策への財政出動は地方の大きな負担となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 住宅市街地総合整備事業（空き家対策総合支援事業）を地域の実情に応じて柔軟な活用を可能にすること。
- (2) 空き家対策に関する恒久的かつ継続可能な地方財政措置を行うこと。

(南房総市)

第4 都市基盤の整備促進について

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 国道51号の整備について

国道51号は、千葉県千葉市を起点とし茨城県に至る主要な幹線道路である。

しかしながら、2車線区間において、慢性的に著しい交通渋滞を引き起こす箇所や、歩道の未整備区間もあり、地域住民の利便性や安全な歩行に支障をきたしている。

また、大規模災害時等の有事の際に、被害の拡大防止と迅速な災害復旧を妨げる恐れもある。

ついては、国道51号の佐倉市区間のうち坂戸交差点より東側の4車線化と歩道整備について早期に事業化すること。

(佐倉市)

2 北千葉道路の整備促進について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、また、災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

令和3年度に国の権限代行により新規事業化となった、東京外かく環状道路から市川市大町付近までの3.5kmについて、令和6年度から用地買収に着手することが発表され、全線開通への機運がより一層高まっている。

ついては、北千葉道路は全線が同時供用開始することで、事業効果が発現されることから、引き続き、未事業化区間を事業化すること。

(鎌ヶ谷市)

3 都市的土地利用に向けた農地制度の規制緩和について

国では、人口減少の進行に対応した新たなまちづくりの手法として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、地域公共交通と連携した居住と都市機能の立地誘導によるコンパクトシティを推進している。

一方、農業振興地域制度や農地転用許可制度によって農地の開発行為が厳しく制限されている中で、都市部と農村部が近接する地方農村都市においては、これらの制度が農地の都市的土地利用に当たっての大きなハードルとなっている。

については、コンパクト・プラス・ネットワークを念頭においた主体的な取組を進める地方自治体においては、集团的農地が近隣に存在する結節点等周辺のまちづくりや、幹線道路沿い等の土地利用の障害とならないよう、農地制度の規制を緩和すること。

(匝瑳市)

第5 教育文化行政の充実強化について

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 学校給食費の無償化について

令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、学校給食費の無償化の実現に向けて実態調査を行い、令和6年6月に結果が公表されたが、具体的方策については、未だ文部科学省から示されていない。

学校給食は、食育を推進するうえで極めて重要な教材であり、学校教育の大きな柱となる教育活動の1つである。学校給食の実施に要する費用のうち、食材料費については、保護者が「給食費」として負担しなければならない、物価高騰の影響などもあり経済的負担は大きい。

全国の一部自治体においては、給食費無償化や一部補助といった独自施策を推進しているが、自治体の財政事情によって支援の基準に差が生じたり、継続性が担保されていない等、地域間格差が生じているところである。

少子化対策は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実を図ることが必要である。

については、国において学校給食費の無償化に向けた新たな制度を確立し、財政的支援を実施すること。

(船橋市) (野田市) (成田市) (浦安市) (八街市) (香取市)

2 G I G Aスクール構想の実現に向けた財政支援について

G I G Aスクール構想により整備した1人1台端末について、N E X T G I G Aに対応するための回線強化やクラウド化、端末・ネットワーク機器の更新は避けられない事業であり、昨今の物価高騰も相まって、莫大な費用が見込まれる。

しかし、国の財政支援は十分とは言えず、自治体の財政運営に深刻な影響を及ぼすこと、また、自治体間の格差が生じることが懸念される。

については、G I G Aスクール構想に係る国庫補助金を見直し、補助率の引上げや、補助要件・範囲を拡充すること。

(木更津市)

3 遠距離通学費の財政措置について

学校の統廃合に伴う、通学距離が一定基準を超える児童生徒の通学支援については、「へき地児童生徒援助費等補助金」により、スクールバス等の通学支援を行っている。しかし、補助金の交付期間が5年間の期限付きである。

については、補助金の交付期間の期限付きを廃止し、国による恒久的な財政措置を図ること。

(勝浦市)

4 安全・安心で良好な教育環境の充実について

学校教育の機会均等を確保し、安全・安心かつ快適な学校教育環境を確保するために、公立学校施設整備に係る新增築事業、改築事業、地震補強事業、大規模改造事業、長寿命化改良事業、統合改修事業及びその他各種事業について、設置者の計画事業が円滑に実施されることが重要である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 予算総額の充実、補助要件の緩和や実情に即して補助率・補助単価を引き上げること。

(鴨川市) (富津市)

- (2) 少子化等に伴う教育施設の統廃合に関し、施設の老朽化等の状況によりやむを得ず解体する場合や、遊休施設となった後に他目的で利活用をする場合について、その工事費や改修費を補助事業の対象として認める弾力性のある補助制度を創設すること。

(鴨川市)

- (3) 国庫補助時限が令和6年度までと明示されている屋外教育環境（グラウンド）の整備に関する事業の延長、もしくは代替事業を創設すること。

(富津市)

5 学校施設環境改善交付金の充実について

近年、台風や豪雨等の風水害が深刻化、首都直下型地震が懸念される中、避難所の環境整備は喫緊の課題となっている。

しかし、本市において避難所として指定している屋内運動場は、空調設備が整っておらず、真夏や真冬に避難所を設置した際の運営環境に対して、大きな懸念がある。

また、本交付金を活用したとしても、残額を市で予算計上し、多数の屋内運動場に設置することは、厳しい財政事情を鑑みると更なる制度の充実が必要である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 学校施設環境改善交付金の補助率を引き上げること。
- (2) 令和7年度までである事業期間を延長すること。
- (3) 市町村において計画的な予算計上かつ円滑な対策を講じるため、今後の方針に変更が生じる場合には、速やかに情報提供すること。

(四街道市)